別表六中の表中「令和６年４月１日以後に開始する事業年度において、⑴≧10億円かつ⑵≧1,000人の場合又は⑵＞2,000人の場合において、⑮＞０のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき　⑼＞⑽×40/100」を「⑴≧10億円かつ⑵≧1,000人の場合又は⑵＞2,000人の場合において、⑮＞０のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき　⑼＞⑽×40/100」に改め、同表の記載要領第１号⑴中「対象年度（」を同じ、「対象年度をいう。⑵において同じ。）」を「対象年度」に、「をいう。⑵及び第５号⑵において同じ」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する特定税額控除規定をいう」に、「法人が同法」を「法人が租税特別措置法」に改め、「（⑵において「他の事業年度」という。）」を同じ、「。⑵において同じ。）の」を「。）の」に改め、同号⑵を同号⑶とし、同号⑶中「第42条の12の７第７項又は第10項（事業適応設備」を「第42条の12の６第３項又は第６項（生産工程効率化等設備」に改め、同号⑶を同号⑷とし、同第⑴号を同じ、同第⑵号中「第42条の12の７第18項」を「第42条の12の６第14項」に改め、同号を同第⑵号とし、同第四号中「第27条の12の７第12項第１号（事業適応設備」を「第27条の12の６第10項第１号（生産工程効率化等設備」に改め、同号を同第⑶号とし、同号の次に次の１号を加える。

４　「前事業年度の基準所得等金額の合計額（（前事業年度の月数調整前の⑭の合計）（マイナスの場合は０）　⑮　」の欄の記載に当たつては、当該事業年度開始の日から起算して１年（当該事業年度が１年に満たない場合には、当該事業年度の期間）前の日を含む前事業年度にあつては、当該前事業年度の月数調整前の別表六（七）「14」の金額を当該前事業年度の月数で除し、これに同日から当該前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額を「前事業年度の月数調整前の⑭」の金額として計算すること。

別表六中の記載要領第五号を削り、同第六号を同第五号とし、同第七号を同第六号とする。

別表六の二の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）」を同じ、「が租税特別措置法」を「が同法」に、「次号⑵イ⑴及びロ⑴」を「次号⑵イ」に改め、同第⑴号⑵中「掲げる場合に」を「掲げる場合のいずれにも」に改め、同号⑵イ及びロを次のように改める。

イ　当該通算法人若しくは他の通算法人のいずれかが、別表十八（二）「４」の金額が10億円以上であり、かつ、同表「５」の数が1,000人以上である場合又は当該通算法人若しくは他の通算法人のいずれかが、同表「５」の数が2,000人を超える場合

ロ　「各通算法人の前事業年度の基準通算所得等金額の合計額を合計した金額（別表十八（二）「11の計」）（マイナスの場合は０）　⑫　」の金額が０を超える場合又は当該通算法人の対象年度が合併等事業年度（租税特別措置法第42条の13第７項第４号に規定する合併等事業年度をいう。第４号において同じ。）に該当する場合